

令和 8 年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり

◎特別徴収税額通知書をご確認ください。

既に退職した方が含まれていませんか。

→いる場合は P6 にある「給与所得者異動届出書」を至急ご提出ください。

特別徴収に該当する全従業員の名前がありますか。

→ない場合は P15 にある「特別徴収切替届出（依頼）書」をご提出ください。

◎お願い

令和 8 年度給与所得者に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（納税義務者用）は、すみやかに各納税義務者へお渡しいただきますようお願いいたします。また、取扱いにあたっては、プライバシーの保護に充分ご留意ください。

※課税内容の問い合わせは個人情報のため、ご本人様以外にはお答えしておりません。

このつづりの内容（目次）

特別徴収について、納期限、通知発送スケジュール	1
納入書の注意事項（税額変更が生じた場合の記入例）	3
給与所得者異動届出書	
退職等で未徴収税額を個人で納付する場合	5
退職で一括徴収をする場合	8
転勤で特別徴収を継続する場合	11
特別徴収切替届出（依頼）書	14
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	17
納入場所、ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	19
納期の特例について	20

埼玉県飯能市役所

〒357-8501

埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1

TEL 042-973-2111(代表)

* 課税内容・異動届出書等の提出…市民税課

* 納入・督促状について…収税課

飯能市コード 112097

特別徴収義務者 様

埼玉県飯能市長 新井 重治



令和 8 年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

本市の税務事務につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の市民税・県民税・森林環境税につきましては、貴事業所を地方税法第 41 条、第 319 条及び第 321 条の 4 第 1 項並びに飯能市税条例第 33 条の 4 第 1 項の規定により、特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることになりました。

つきましては、別紙のとおり税額通知書その他関係書類を送付いたしますので、事務ご繁忙中誠にお手数とは存じますが、一層のご協力をお願い申し上げます。

納期限

月別（徴収月）	納期限	月別（徴収月）	納期限
令和 8 年 6 月分	令和 8 年 7 月 10 日	令和 9 年 1 月分	令和 9 年 2 月 10 日
7 月分	8 月 10 日	2 月分	3 月 10 日
8 月分	9 月 10 日	3 月分	4 月 12 日
9 月分	10 月 13 日	4 月分	5 月 10 日
10 月分	11 月 10 日	5 月分	6 月 10 日
11 月分	12 月 10 日	※10日が土・日・祝日にあたるときは、 土・日・祝日の翌日が納期限となります。	
12 月分	令和 9 年 1 月 12 日		

通知発送スケジュール

提出済の異動届出書を反映させた変更通知の発送は毎月上旬、下旬の 2 回の発送になります。

※異動届出書の到達日によって、次回の発送日になる可能性があります。

※ 2 月から 5 月までは年度切換えのため、通常とは異なります。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

1 特別徴収税額の通知について

今年度の特別徴収税額を別紙のとおり通知します。同封の納税義務者用の通知につきましては、本人にすみやかに交付し、取り扱いにつきましては個人情報の保護に十分ご留意くださるようお願いいたします。

※納税義務者用の通知内容につきましては、本人からのお問い合わせでない場合は、詳しい内容をご説明できませんのでご了承ください。

2 徴収及び納入について

特別徴収税額の決定通知書にある月割額を納税義務者から徴収し、翌月10日までに取扱金融機関で納入してください。なお、納期限後に納入した場合には、延滞金が加算されることがあります。

また、年度の途中で税額が変更となった場合は、改めて税額変更通知書をお送りしますので、変更された月割額により徴収し、納入書の「納入金額」の欄を手書き訂正の上、納入してください。

3 退職または転勤等による異動について

退職、転勤等の事由により給与所得者に異動があった場合は、翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。なお、転勤等をして引き続き特別徴収を行う場合は、新しい勤務先等を経由して提出してください。

4 退職時の一括徴収のお願い

納税義務者が6月から12月の間に退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。また、翌年1月から4月までの間に退職等された場合は、本人の申出の有無に関わらず一括徴収することが義務づけられています。

※退職後に出国予定の従業員（研修生で帰国される従業員等）は上記以外の時期であっても一括徴収にご協力をお願いします。
(普通徴収に切り替えても宛先不明等で送達不能になる場合が多くなっております。)

5 特別徴収への切り替えについて

普通徴収で納税している方が就職等により新たに特別徴収を希望する場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。なお、納期限が過ぎたものについては、普通徴収で納付していただくこととなりますのでご注意ください。

6 退職所得の特別徴収

退職所得に係る市民税・県民税は、退職手当等の支払いをする際に徴収し、納入書裏面の「市民税県民税納入申告書」に必要事項をご記入の上、翌月10日までに納入してください。

7 特別徴収税額を滞納した時の延滞金について

特別徴収義務者が月割額を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた延滞金を徴収します。

◎延滞金の計算方法

①納期限の翌日から、一か月を経過する日までの期間は、税額に年7.3%の割合、又は延滞金特例基準割合（※）に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い割合に乗じて計算した金額

②納期限の翌日から一か月を経過する日の翌日から納付の日までの期間は、税額に年14.6%の割合、又は延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合に乗じて計算した金額

(※) 延滞金特例基準割合＝「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合」

・税制改正に伴い、延滞金の計算割合は、変更される場合があります。

8 その他

異動届等が不足した場合は、コピーしてお使いいただくか、ホームページからダウンロードしてご使用ください。

納入書の注意事項（税額変更が生じた場合の記入例）

埼玉県飯能市 個人市民税 額収証書 ㊦

市区町村コード	□ 座 番 号	加入者名
1 1 2 0 9 7	00150-0-960450	飯能市会計管理者

年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
		10,000

納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分	
	延滞金	
	合計金額	3 0 0 0 0

納期限	年 月 日
-----	-------

(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日付印 様
------------------------------------------------------	----------------

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

納入書の取り扱いについては、下記の点にご注意のうえ納入してください。

- ① 税額の変更が生じた場合は、例のように横線で抹消してください。この納入金額に変更がなければ、下欄(②～④欄)には数字を記入せずに納めてください。
- ② ①に変更が生じ納入金額が訂正される時、又は退職等により残金を一括徴収する時に記入してください。
- ③ 退職等により、退職金の分離課税で納める金額が生じた時に記入してください。なお、裏面に退職者の明細を記入してください。
- ④ 変更後の合計額を必ず記入してください。但し、この「合計金額」欄への記入を間違えた場合は訂正できません。納入書の予備を使い納入してください。「合計金額」欄に「¥」記号は記入しないでください。

コンピュータが読み取れる字体

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

悪い例 0 1 2 9
 上を
あけない 1 カギを
つけない 2 9 2 9
 まるめない

○ 注意事項

- (1)用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。
- (2)黒のボールペンで記入してください。

※特別徴収税額の変更通知が送付されても、税額に変更がない場合があります。

給与所得者異動届出書（退職・休職等で未徴収税額を個人で納付する場合）注意事項

※（記入例は裏面）

- 特別徴収として給与支払報告書を提出した従業員が、年度当初の税額決定通知書到達までに退職した場合も上記届出書の提出をお願いします。
- 1月1日から4月30日までの間に退職する従業員に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- 退職後に出国予定の従業員（研修生で帰国される従業員等）は上記以外の時期であっても一括徴収にご協力をお願いします。
※普通徴収に切り替えても宛先不明等で送達不能になる場合が多くなっております。
- 納税義務者に異動があった場合は、異動が生じた月の翌月10日までに次ページの記入例を参考に「給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
- 「給与所得者異動届出書」の提出がない場合は、督促状が送付される場合もありますのでご注意ください。
- 様式が不足する場合は適宜コピーしていただくか、市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

給与所得者異動届出書（退職で一括徴収をする場合）注意事項（記入例は裏面）

- 納税義務者に異動があった場合は、異動が生じた月の翌月 10 日までに次ページの記入例を参考に「給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
- 「給与所得者異動届出書」の提出がない場合は、督促状が送付される場合もありますのでご注意ください。
- 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職する従業員に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- 退職後に出国予定の従業員（研修生で帰国される従業員等）は上記以外の時期であっても一括徴収にご協力をお願いします。
※普通徴収に切り替えても宛先不明等で送達不能になる場合が多くなっております。
- 様式が不足する場合は適宜コピーしていただくか、市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

記入例 (退職で未徴収税額を一括徴収する場合) ※1月から4月退職は一括徴収が義務づけられています。

給与支払報告 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 3 2 1
「宛名番号」の欄には、「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「①特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
「1」から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度		① 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
特別徴収義務者 指定番号		1	2	3	4	5	6	7	8
宛名番号		9	9	9	9	9	9	9	9
担連		所属 人事課人事労務係							
当絡		氏名 特徴 花子							
者先		電話 000-000-0000 内線 (123)							
所在地		〒 357-0021 埼玉県飯能市双柳〇-X		フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ			
氏名又は名称		株式会社 〇X商事							
個人番号 又は法人番号		1	1	1	1	1	1	1	1
令和 8 年 9 月 3 日提出		←個人番号の場合は、右詰めで記載							
フリガナ		トクチョウ イチロウ		氏名		特徴 一郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	
生年月日		昭和・平成 50 年 1 月 1 日		徴収済額		6 月から 9 月から		異動 年月日	
個人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		未徴収税額 (ア)-(イ)		8 月 8 月		異動の事由	
受給者番号		1 2 3 4 5 6		異動後の未徴収 税額の徴収方法 (下段に理由の記載欄があります。)		1 右から 番号を 記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ↳ 下段②へ 3. 普通徴収 (本人納付) ↳ 下段③へ	
1月1日 現在の住所		埼玉県飯能市双柳△-X		円 140,000		8 月 5 月		職 勤 職 亡 期 散 他	
異動後の 住所				円 35,600		31 日		の 事 由 (事由・理由)	
円 104,400									
① 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号		新規		法人番号		新しい勤務先では、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から	
新しい勤務先		所在地		フリガナ		氏名		一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一 括徴収が基本となります。	
フリガナ		フリガナ		フリガナ		電話		要	
氏名又は名称		氏名又は名称		氏名又は名称		電話			
② 一括徴収の場合		理由		1. 異動が令和 8 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)	
1 右から 番号を 記入						9 月 20 日		104,400 円	
③ 普通徴収の場合		理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、 2. 令和 年 5 月31日までに支払わ 3. 死亡による退職であるため		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ←一括徴収税額 (納入額と同額)		左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。	
1 右から 番号を 記入									

[提出先] 〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市市民税課(TEL042-973-2111 (代表)) ※様式不足の場合は複写または市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

給与所得者異動届出書（転勤で特別徴収を継続する場合）注意事項（記入例は裏面）

- 納税義務者に異動があった場合は、異動が生じた月の翌月10日までに次ページの記入例を参考に「給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
- 「給与所得者異動届出書」の提出がない場合は、督促状が発送される場合もありますのでご注意ください。
- 転勤元の事業所では対象者の個人番号は記入しないでください。**
- 転勤元、転勤先の事業所でそれぞれ記入していただく欄がありますので、転勤元で必要事項をご記入いただき、転勤先経由で提出してください。
※必ず事業所担当者間で手続きをお願いします。（転勤元事業所が退職した従業員に転勤先事業所に提出するように異動届出書を渡すことはしないでください。）
- 様式が不足する場合は適宜コピーしていただくか、市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

記入例 (転勤で特別徴収を継続する場合)

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

給与支払報告 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	① 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指定番号	1	2	3
宛名番号	4	5	6
	7	8	9
	0	1	2
	3	4	5
	6	7	8
	9	0	1
担連	所属 人事課人事労務係		
当絡	氏名 特徴 花子		
者先	電話 000-000-0000 内線 (123)		

給与所得者	フリガナ	トクチョウ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (下段に理由の記載欄があります。)
	氏名	特徴 一郎						
	生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日						
	個人番号							
	受給者番号	123456						
	1月1日現在の住所	埼玉県飯能市双柳△-×						
異動後の住所								
	140,000	6月 8月	9月 5月	8月 8月	2	1. 退職 2. 転任 3. 休職 4. 死亡 5. 職勤職亡 6. 事由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収	

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

① 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	111111111111111112	新しい勤務先では、月割額 11,600 円を
新しい勤務先	所在地	〒357-0041 埼玉県飯能市美杉台×-○	担当者連絡先	所属 庶務課社員係	9 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入します。
	フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ	氏名	特徴 進	受給者番号 78910
	氏名又は名称	○×不動産株式会社	電話	111-111-1111 内線 (222)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合	理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
-----------	----	------------------------------------------------------------------------	--------	------------------	------------------------------------------

③ 普通徴収の場合	理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄
-----------	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

御注意
4 収方法
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

特別徴収切替届出（依頼）書注意事項（記入例は裏面）

- 納期限が過ぎたもの（申請書の市役所到着日にて判断）は特別徴収に切り替えることはできません。
- 住民税の口座振替設定をしている方の特別徴収への切替は、納期限の1か月前を目途に提出してください。（銀行への口座引落とし依頼の締切り日が約3週間前のため）提出が遅れると、希望どおりの期別から切替できない場合があります。
- 特別徴収への切替月について
飯能市からの特別徴収税額の通知書発送は月2回のため、届出（依頼）書受領後2週間～1か月後になります。そのため、特別徴収の開始月は特別徴収税額通知書発送日と貴事業所の給料計算締切日等を考慮して記入してください。
※2月から5月は年度切替時期のため、発送日等が通常とは異なります。
- 様式が不足する場合は適宜コピーしていただくか、市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（記入例は裏面）

- 合併・統合により今後、現在の指定番号を使用しない又は異なる指定番号を使用する場合は、合併統合先への転勤の異動届出書も提出してください。
- 名称には、誤読を避けるために必ずフリガナを記入してください。
- 様式が不足する場合は適宜コピーしていただくか、市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (あて先) 飯能市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者 氏名												氏名		
		法人番号														

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	令和 ____年 ____月 ____日
-------	----------------------

事項	変更前(旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地(送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	— — (内線 _____)	— — (内線 _____)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他(_____)	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。

指定番号	※市町村ごとに異なります
指定番号	※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____									
	フリガナ										
	名称										
	電話番号	— — (内線 _____)									
	法人番号										
特別徴収義務者 指定番号											※市町村ごとに異なります

【提出先】〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市市民税課(TEL042-973-2111 (代表))

※様式不足の場合は複写又は市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

◎ 納入場所

特別徴収税額の払込金融機関として、次のとおり指定しておりますので、最寄りの金融機関に納入してください。

1 取扱金融機関（各本支店）

埼玉りそな銀行	りそな銀行
武蔵野銀行	東和銀行
飯能信用金庫	青梅信用金庫
埼玉縣信用金庫	西武信用金庫
中央労働金庫	いるま野農業協同組合

2 飯能市役所及び飯能市役所内指定金融機関派出所

3 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

※ 納入に埼玉県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載し、当初納入される際にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 長
郵便局長 様

埼玉県飯能市長 新井 重治



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により当市の市民税及び県民税特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたのでご通知します。

1 認可番号	貯業2第2069号
2 口座番号	00150-0-960450
3 加入者名	飯能市会計管理者
4 取りまとめ店名	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター

納期の特例について

- ①納期の特例とは
 毎月納入している特別徴収税額を年2回にまとめて納入する制度です。
 具体的には、毎月徴収した特別徴収税額のうち6月分から11月分を11月分の納期限（12月10日前後）、12月分から5月分を5月分の納期限（6月10日前後）の2回に分けて納入することとなります。

- ②対象
 納期の特例の承認を受けることのできる特別徴収義務者は、常時雇用している者が常時10人未満の事業所等です。（当市の従業員数ではなく、事業所全体の人数です。）
 ※市税の著しい納入遅延、滞納がある場合には承認できない場合もあります。

- ③手続き
 申請書を飯能市役所市民税課にお送りください。
 審査後、承認（不承認）通知を事業所あてに送付します。

- ④注意事項
 承認を受けた後であっても、本市徴収金の著しい納入遅延があった場合は、承認の取消をさせていただくことがあります。
 なお、変更がない場合は継続となりますので改めて申請していただく必要はありません。



特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(あて先) 飯能市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び飯能市税条例第33条の5の3規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)			
フリガナ			
名称 (氏名)			
代表者 氏名		電話番号	— —
法人番号			(連絡先) 担当者 (氏名)
特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに 異なります	
関与税理士 署名	(連絡先)		

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後 の特別徴収税額		
	月 区 分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
※賞与等の臨時の給与の金額を含む。	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
※飯能市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
	年 月	(臨時 人) 常時 人	(円) 円
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものときは、その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日承認取消) ・ 無		

- 【注意事項】
1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までお願いいたします。
 2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。
- 【提出先】〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市市民税課(TEL042-973-2111 (代表))